

家族や資産状況に応じ、最適な相続・贈与対策を提案

あすか税理士法人

札幌市中央区大通西14丁目1-14 NEO BLD2階
 TEL 011-201-999-9900 <http://www.asuka-zeirishi.com/>

超高齢化社会の課題に対応するため昨年7月、およそ40年ぶりに相続法が改正された。

今回の改正は残された配偶者の生活に配慮。相続をめぐるトラブルを防止することなどが盛り込まれた。例えば自筆証書遺言は、一部をパソコンで作成したり、コピーを添付することが認められ利便性が高まった。また、自筆証書遺言は、来年7月

10日から法務局で保管してもらうことが可能となる。死後の手続きの迅速化が期待されている。

さらに「特別寄与の制度」の創設によって、介護などに貢献した法定相続人以外の親族が財産を請求できる権利も認められた。これらを最大限に活用するには資産状況や家族関係を把握し、専門家のアドバイスやサポ



法人の拠点となる「大通 Forte ta」(札幌市中央区大通西14丁目)



応接専門サロン「大通 Forte」(同南1条西10丁目)

ートを受けることが必要だ。道内最多14人の税理士を擁する「あすか税理士法人」は、首都圏並みの先進的な税務サービスに定評がある。

中野研税理士を筆頭に、相続・贈与対策を専門におこなう部署が置かれており、いまや遺言に代わるトレンドとなった「家族信託」も全国に先駆けて導入。この1年だけで30

また、相続税の試算も可能で、複数の手段の中から次世代への継承を考えたプランなども提示できる。依頼者にとって最も有効な相続・贈与対策をカスタマイズしている。

「終活にかかわる煩雑な手続きを代行し、肩の荷をおろしてもらうのが当グループの役目。本人やご子息からの相談のほか、時代を反映し単身の高齢者を心配する兄弟からの相談もあります。まずはお問い合わせてください」と相澤行政書士は語る。

件もの相談に応じている。今年4月には「あすか行政書士法人」(代表・相澤和利行政書士)を開設。これにより、生前はエンディングノートの作成から家族信託、遺言書作成、贈与対策、没後は



中野研税理士



相澤和利行政書士